

# 団体貸出利用案内（学校用）

2019年4月改訂

市内の地域文庫、学校、職場団体、社会教育団体、読書団体、そのほか教育委員会が認める団体を対象とし、団体貸出室に所蔵している図書館資料の貸出を行います。

登録	<p><b>1. 登録方法</b></p> <p>①来館日時をお知らせください。</p> <p>②団体貸出利用登録申請書(学校長名が必要)をご提出ください。</p> <p>③当日から貸出を行うことができます。<b>貸出券は図書館で保管します。</b></p> <p><b>2. 登録の期限と更新</b></p> <p>3年毎に更新手続きが必要です。「団体貸出利用登録申請書」をご提出ください。</p>
貸出期間	1か月以内 ※予約・継続貸出はできません。
貸出点数	300点以内
貸出・返却	<p>①3階団体貸出室にて貸出・返却手続きをします。</p> <p>②来館日時を前日までにお知らせください。 *台車が必要な方はその旨もお伝えください。</p> <p>③ご来館されたら、こどもとしょかんカウンターで団体名をお伝えください。</p> <p>貸出申込書に「学校名」「学校の電話番号」「来館者名」を記入していただき、貸出手続きを行います。</p>
利用時間	図書館開館日の10時～18時
公民館等 図書室への 配送	<p>ご希望であれば、お近くの公民館等図書室まで貸出した本の配送を致します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・運送車のルートにより、到着に3・4日かかることもあります。</li><li>・貸出期間は本館で貸出をした日から1か月間です。</li></ul>
貸出に際して の責任	<ul style="list-style-type: none"><li>・登録団体の責任者は団体貸出を受けた資料の紛失、汚損・破損等に責任があり、資料の弁償をしていただく場合があります。</li><li>・返却期限を4週間以上過ぎると、貸出停止となります。貸出停止になった場合、すべての貸出ができなくなります。延滞本を返却した翌日から貸出が可能です。</li></ul>
ブックリスト	<ul style="list-style-type: none"><li>・ブックリストは、市立図書館ホームページ→ご利用案内→いろいろなサービス→団体貸出にPDF版で掲載しています。</li></ul>

長崎市立図書館

〒850-0032 長崎市興善町1番1

TEL.095-829-4946 FAX.095-829-4948

開館時間:10時～20時 休館日:火曜日